

管理職手当の支給範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

上越市長 中 川 幹 太

上越市規則第40号

管理職手当の支給範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職手当の支給範囲を定める規則（昭和46年上越市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表1の項中「人事課長」の次に「、税務課長」を、「こども家庭センター所長に限る。）」の次に「、副所長（上越市創造行政研究所副所長に限る。）」を加え、「及びこども発達支援センター所長」を「、こども発達支援センター所長及び上越ものづくり振興センター所長」に改め、「、次長（こども家庭センター次長に限る）」及び「、副所長（上越市創造行政研究所副所長に限る。）」を削り、「及び営繕室長」を「、営繕室長、保倉川放水路沿川まちづくり推進室長及び商業・中心市街地活性化推進室長」に改め、同表3の項中「歴史文化指導監」を「参事（部参事に限る。）」に改め、「、参事」の次に「（3種のものを除く。）、統括栄養士長」を加え、「市民交流施設高田城址公園オーレンプラザ館長、高田図書館長、直江津学びの交流館長」を「高田図書館長」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。